

井原議員（広志会）

令和5年2月13日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問） 今回の調査費用の単価について

単価はいくらか。

（答）

弁護士による調査費用の単価についてでございます。

一般的に、弁護士の報酬等の額は、依頼者の受ける経済的利益や、事件の難易等の事情を総合的に考慮して、弁護士と依頼者との協議の上、決定されるものでございます。

そのため、この度の報酬単価が公になることは、弁護士が、他の依頼者と報酬単価を決定することに影響を及ぼすおそれがございますので、報酬単価につきましては、公表ができないものでございます。

この度依頼した弁護士からも、単価の公表については、控えるよう申出がございまして、広島県情報公開条例に照らしましても、当該条例の第10条第3号に規定されております、「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えております。